

論文審査の要旨

| | | | |
|---|----------------|----|------|
| 博士の専攻分野の名称 | 博 士 （ 教育学 ） | 氏名 | 李 憶南 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第①・2項該当 | | |
| <p>論 文 題 目</p> <p>中国における義務教育資源の分配政策に関する研究 -義務教育の均衡的発展に着目して-</p> | | | |
| <p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 古賀 一博 審査委員 教 授 小川 佳万 審査委員 教 授 曾余田 浩史 審査委員 准教授 滝沢 潤</p> | | | |
| <p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究は、中国義務教育の制度とその現状を整理するとともに、中国政府が公布した義務教育の均衡的発展に関する法規規定と推進施策の内容を分析した上で、国内2省及び1自治区の事例実態分析を通して、義務教育資源の分配政策の特質及び意義と課題を考究することを目的としている。</p> <p>周知のように、中国社会は「二元構造」社会と呼ばれており、改革・開放以来、中央政府の財政支援により、都市の経済は急速に発展したものの、農村の発展は著しく遅れ、中国社会の格差が極めて深刻化することとなった。このような背景の下、中央政府は、義務教育を普及するために、1985年全国教育事業会議で「教育体制改革に関する決定」を公布するとともに、1986年には「中華人民共和国義務教育法」を制定し、ようやく制度上義務教育が実施されることになった。</p> <p>これまで、中国の義務教育制度に関する研究には、一定の蓄積があるものの、本研究で意図したような、義務教育の均衡的発展を中心に関連法規規定の内容を分析するとともに、各省レベルの地方実態を踏まえつつ教育資源の分配政策を検討した上で、最新のデータに基づき国内東・中・西部における各省の「基本均衡県」を対象に省の資源分配の効率性を詳細にわたって分析検討した研究は見当たらない。そこで、本論文は、以下のような論文構成により、その研究目的に接近している。</p> <p>まず、序章で、本研究の研究意図と研究方法について論じた後、第一章では、中国義務教育制度の概要を整理するとともに、同制度がいかなる背景の下で導入されるに至ったかについて考察している。</p> <p>第二章では、義務教育の均衡的発展が提起された史的背景を明らかにするとともに、中国国内研究者の研究成果及び義務教育の均衡的発展の関連法令の分析に依拠しながら、義務教育の均衡的発展の含意を明らかにしている。</p> <p>第三章では、義務教育の均衡的発展に関する諸規定を分析した上で、関連規定の新旧比較を通して、諸規定の意義と課題を明らかにし、義務教育発展の動向を把握している。その上で、江蘇省の事例を通して、2005年の「県における義務教育の均衡的発展を推進する</p> | | | |

若干意見」と2012年「県における義務教育の均衡的発展を評価する暫定方法」に内在する諸課題を解明している。

第四章では、中国政府が実施している「義務教育経費保障制度」、「貧困地区における人的・財的基盤が脆弱な学校を全面的に改善するプロジェクト」、「農村義務教育段階における特設ポスト教員計画」に注目し、義務教育資源の均衡的分配を促進する具体策の内容及び効果を検討している。加えて、財的・物的・人的の側面から中国義務教育資源の分配の最新状況を分析し、その現状を明らかにしている。

第五章では、包絡分析法を使って中国東部の山東省、中部の安徽省、西部の寧夏回族自治区における全ての県の義務教育資源の分配効率を算出するとともに、それにより各省の義務教育資源の分配実態を明らかにした上で、義務教育の均衡的発展の観点から、それらの諸傾向を析出している。

そして、終章では、本論での論述を踏まえ、中国における義務教育の資源分配政策の現状と特質について、とりわけ、教育の均衡的発展の観点から、同政策の意義と課題を明らかにするとともに、中国の今後の義務教育の資源分配政策のあり方について今後の展望を論述している。

本研究は、次の諸点において高く評価できる。

先ず、以下の研究手法を採用して、設定した研究目的に接近している点である。①国務院、教育部等の国家機関が刊行する公的な関連資料・データを基に、義務教育の均衡的発展に関する諸法令を詳細に確認し、それを推進する具体策の効果を丁寧に検証していること。②山東省、安徽省、寧夏回族自治区における各県の教育局への直接依頼とともに、各県の統計局が刊行する教育統計年鑑を駆使し、各県義務教育事業に関する詳細なデータを入手分析していること。③包絡分析法(Data Envelopment Analysis, DEA)を用いて、各県のデータを処理し、教育資源分配の効率性を明らかにした上で、各省資源分配の実態に肉薄していること。

次に、中国における義務教育の資源分配政策の特質として、一人一人の児童生徒を重視した「子どもの人権保障」を強く意識して実施されている点を解明した点である。換言すれば、中国における資源分配政策は単なる義務教育の普及、校舎の新築といった物的資源の充足を追求するだけでなく、個々の児童生徒の学習権、生活権に注目し、全ての児童生徒を対象に彼らの健康的な成長を最大限に尊重することが強く意識された政策であったことを喝破している点である。

第三に、中国国内における東部(沿岸部)と西部(内陸部)という地域間格差の残存を認めつつも、発展の遅れた国内西部に対する巨額の資源投資が一定の成果(格差是正)をもたらしてきているものの、逆に発展の進んだはずの東部地区において西部以上に「均衡的発展」から大きく取り残された地域が出現してきている事実を詳細に解明している点である。この点は、まさにこれまで中国中央政府が展開してきた西部一辺倒の格差是正政策の課題を実証的に指摘したという点において、特に高く評価できよう。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和2年2月6日